

綱領

一 政治

徹底せる普通選挙の实施を固り特権政治の根本的改革を期すと共に民衆運動を阻害する爲の法令を改廢し地方自治体の権限を擴張す

政策

一 満二十歳以上、男女の無制限選挙及被選挙権の確立、
二 治案警察法。改正治安維持法、撤廢

二 経済

國民生活の安定を固るため富の公正なる分配を期す、

政策

一 財産税の設制、消費税の撤廢、
二 公益事業の公益化、
三 八時間労働制の即時断行、
四 最低賃銀の制定、
五 団体協約権の確立、
六 労働保険の制定、
七 耕作権の確立、
八 失業対策の徹底的確立、
三 教育

教育機会、均等を期す、

政策

一 普通教育の義務化、
二 義務教育の期間に於ける一切の費用の國庫負担、
三 高等教育の民衆化

四 外交

世界永遠の平和のため國民外交の樹立を期す、

政策

一 秘密外交の排除、
二 外交官任用範囲の擴張、

規約

第一條 本党は独立民衆党と稱し事務所を吳市、

第二條 党は党の宣言綱領決議の貫徹を以て目的とす、

第三條 党は党の綱領規約を承認する入党申込者を以て構成す、

第四條 党は地理區劃により支部を置く、